宝塚市立病院給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１ 業務概要

(1) 業務名　宝塚市立病院給食業務委託

(2) 目的　　宝塚市立病院における給食業務の委託について、治療の重要な一角を担っている病院給食を患者満足度の向上を図りながら安全かつ効率的・安定的に提供する。

(3) 業務期間　令和２年(2020年)４月１日～令和７年(2025年)３月３１日

(4) 履行場所　宝塚市立病院
宝塚市小浜４丁目５番１号

(5) 業務内容
宝塚市立病院入院患者の給食業務
病棟数　９病棟　　３８５床　他にＩＣＵを含む
１回あたりの平均的な調製給食数　２７０食（一般食　　約１５０食、治療食　約１２０食）
給食業務の委託内容　※基本の献立作成業務は除く
① 食事オーダーにかかる事務業務（選択メニュー事務を含む）
② 給食材料仕入れ業務
③ 給食材料管理業務
④ 調理（常食・特別食）・盛り付け業務
⑤ 配膳・下膳業務（指定患者への配茶業務を含む）
⑥ 食器洗浄業務
⑦ 残飯等処分業務
⑧ 厨房内の洗浄・消毒及び清掃業務
⑨ 調査業務（残食の内容、厨芥量）
⑩ 給食管理にかかる帳票作成業務
⑪ その他

(6) 仕様書案　　別添のとおり

２ 提案限度額

５年総額　６２２，５９０，０００円（消費税及び地方消費税は含まない）
※　食材費を含みません。
※　見積価格が提案限度額を超過した場合は、失格とします。

３ 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

(1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当していないこと。

(4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年条例第６号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第３号に該当しないこと。

(5) 直近の過去３年間において、継続して健全な経営実績を持ち、かつ安定した経営能力を有すること。

(6) 申請時点で引き続き２年以上にわたる許可病床３００床以上の病院での病院給食業務受託実績を現に有する者。

(7) 病院給食業務に係る医療関連サービスマーク認定業者であること。

(8) 業務の遂行が困難になった場合の代行保証体制をとれることが確認できる者。

(9) 法人税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

４ スケジュール予定

令和元年	６月１７日（月）	病院ホームページに掲載、参加申請書類受付開始
	７月　５日（金）	現地見学（希望者のみ）質疑受付開始
	７月１２日（金）	質疑締切
	７月１９日（金）	質疑への回答
	７月３０日（火）	参加申請書書類提出受付締切り
	８月　７日（水）	書類（一次審査）選考結果通知
	８月２７日（火）	プレゼンテーション（二次審査）実施
	８月３０日（金）	プレゼンテーション（二次審査）選考結果通知
		優先交渉権者と細部の交渉
	９月	契約
令和２年	３月	受託業者間引継
		（引継業務に対する委託料は発生しないものとする。）
	４月	新事業者による業務開始

※ 都合により変更となる場合がある

５ プロポーザル参加申請に関する事項

(1) 受付期間：令和元年(2019年)7月30日（火） 16時00分まで（必着）

(2) 提出方法：持参（又は郵送）によること。
（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。）

(3) 提出場所：宝塚市立病院　経営統括部管理担当

(4) 提出書類

① 参加申込書	様式１
② 病院給食業務受託実績書	様式１－２
③ 給食業務提案総括表	様式３
④ 会社の状況	様式３－２
⑤ 企画提案書	様式４ないし様式９－２
⑥ 病院給食業務受託状況	様式１０
⑦ 委託料見積書	様式１１

⑧ 医療関連サービスマーク認定証の写し

⑨ 代行保証を行う者との業務代行契約書の写し

⑩ 納税証明書（「法人税」「消費税及び地方消費税」）

⑪ 財務関係書類（直近３期分）
計算書類（営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書）及び計算書類附属明細書

(5) 必要部数　①～⑦　正本１部　副本６部
⑧～⑪　各１部

(6) 作成要領

① 提出書類は、Ａ４サイズ、２穴綴じとし、フラットファイル、紐綴じなど簡易な綴じ方で提出してください。

② 提出後の追加、修正、差し替え等は認めません。

③ 提出された提案書は返却しません。

６ 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和元年(2019年)７月１２日（金）　１７時００分まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式２）により、ＦＡＸもしくはメールにて提出すること。

提出先：宝塚市立病院　経営統括部　大黒宛

ＦＡＸ　０７９７－８７－６９２１

メール　m-takarazuka0200@city.takarazuka.lg.jp

※ 上記質問書以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日：令和元年(2019年)７月１９日（金）

(4) 回答方法：参加者全員へ質疑に対する回答を一斉にメール送付する。

７ 審査方法

(1) 書類審査

参加申込を行い企画提案書を提出した事業者が４者以上の場合は下記８の審査基準に基づき書類審査を実施し、上位３事業者にプレゼンテーション審査への参加通知を行う。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションによる審査を行い、市立病院職員で構成する「宝塚市立病院給食業務委託プロポーザル審査会」による下記８の審査基準に基づく選考の上、当院の定める基準点以上の最も優れた提案者を優先交渉権者、次点者を次位交渉権者として選出します。

① プレゼンテーションにおける説明者は３名以内とし、病院給食部門の責任者又は当院における給食業務について具体的に説明できる者（業務責任予定者など）を含めること。

② 他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

③ 指定日時の遅刻や欠席については、失格扱いとする。

④ プレゼンテーション実施に際して必要とされるものは提案者が用意すること（電源及びプロジェクターについては当院にて準備する）

⑤ 参加者が１ 者となった場合もプレゼンテーションを実施する

(3) 審査結果の通知

審査結果は、市立病院ホームページに掲載するとともに書面により参加者全員に通知します。

８ 審査基準及び配点　　別紙「プレゼンテーション審査票」及び「選考評価基準」のとおり

９ 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき

(2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき

(3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき

(4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき

(5) プロポーザルの手続きの過程で、前記３の規定に抵触することが明らかとなったとき

(6) プレゼンテーションに出席しなかったとき

(7) 価格見積書の金額が、前記２に示した価格（提案限度額）を超過しているとき

10 契約

(1) 優先交渉権者決定後、市立病院経営統括部と提案内容を踏まえた業務仕様書を作成し、見積書の再提出を行った上、契約を締結するが、契約締結の協議段階で合意に至らなかった時は、次点提案者と契約締結の交渉を行います。

(2) 契約は、保証人（代行保証会社）を必須とし、３者契約となります。
(3) 契約を締結するに当たり、暴力団排除条例第７条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要項第３条第２号に基づく誓約書を提出して下さい。

11 その他留意事項
(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
(3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
(5) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
　なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。

12 担当部署（問い合わせ先）
宝塚市立病院　　経営統括部管理担当　　今井・大黒
〒６６５－０８２７　　宝塚市小浜４丁目５番１号
ＴＥＬ　０７９７－８７－１４７３
ＦＡＸ　０７９７－８７－６９２１
E-mail　m-takarazuka0200@city.takarazuka.lg.jp